

## 認定申請・利用申込・利用者負担算定に必要な書類

※提出が必要な書類全てが揃って申込完了となり、書類不備・未提出書類がある場合は申込が完了せず、利用調整（選考）・給付認定は行われません。

※本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」より印刷可能です（一部の様式はございません）。

### （１）全ての方が必要な書類

提出書類名称	提出
教育・保育給付認定申請書	必須
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の利用兼保育所入所等申込書</li> <li>・発育状況調査</li> <li>・保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>	保育所などの認可保育施設（２・３号）を希望する場合必須 ※申込児童同伴で窓口へお越しください。 （令和４年１０月１日現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一定期間は児童同伴不要としています。状況によって案内が変わる場合があります。）

### （２）保育が必要な理由を証明する書類

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
雇用されている方 （会社員・公務員・パート・派遣社員）	就労証明書 ※月６４時間以上必須 （週３日かつ４時間／日以上必須）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労予定の場合も本証明書</li> <li>・育児休業中の方は「育児休業等取得証明書」</li> </ul>	父母
自営業の方 （自営専従者含む）	自営業状況書 （添付必須書類あり 右参照） ※月６４時間以上必須 （週３日かつ４時間／日以上必須）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新年度の確定申告書の控え（添付必須） 自営業開始予定の場合には、開業に係る経費の支出明細等、収支状況が確認できる書類</li> <li>・開業届・事業内容のわかるもの（添付必須） 自営業開始予定の場合には、事業計画書や店舗予定地の賃貸借契約書等、自営業を開始することがわかる書類</li> </ul>	父母
内職している方	内職証明書 ※月６４時間以上必須 （週３日かつ４時間／日以上必須） （平均月収２万円以上必須）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内職を請負っていることがわかる書類、内職の実績の支払状況がわかるもの</li> </ul>	父母
就学している方 （職業訓練学校含む）	就学状況証明書 ※在学証明書・時間割表添付要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書は学生証で代替可</li> <li>・就学予定の場合、合格通知書など入学することがわかる書類</li> </ul>	父母
疾病・障がい有している方	病気・障がい状況証明書 ※整骨院・鍼灸院等除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者のみ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級が確認できるページ（写）</li> <li>・病気の場合、医師の診断証明</li> </ul>	父母
同居の家族の介護・看護をしている方 （但し、申込児童除く）	介護・看護状況証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・看護を受ける方の「病気・障がい状況証明書」</li> <li>・介護・看護を受ける方が障がいをお持ちの場合手帳がある方は手帳（写）</li> <li>・母子通園の場合、付き添い児童の在園証明</li> </ul>	父母
仕事を探している方	求職活動申立書 ※月６４時間以上必須 （週３日かつ４時間／日以上必須）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動中の事由で認可保育施設を利用できるのは２ヶ月まで</li> </ul>	父母
産前・産後の期間にある方（産後８週まで） ※１	母子健康手帳（写） ※指定様式なし（ご持参ください）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（写）</li> </ul>	母
災害の復旧にあたっている方	罹災証明書 ※指定様式なし	—	父母
育児休業中で在園児の継続利用を希望する方 ※１	保育の利用継続申請書 育児休業等取得証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在利用中の施設長・事業主の意見が必要</li> </ul>	父母

※１ 育児休業又は産後休暇中の方は、職場復帰が決定した際に「産後休暇・育児休業等復帰証明書」の提出が必要になります。

(3) その他、利用申込時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
育児休業を取得している方	育児休業等取得証明書	育児休業中は、在園児を除き保育の利用ができません。	<input type="checkbox"/>
育児休業中で待機証明書が必要なために入所申込をされる方（令和5年4月入所選考以降）	育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書	利用調整（選考）上減点 入所選考にて待機となった場合、待機証明書の発行は可能です。	<input type="checkbox"/>
きょうだい一緒に申込される方	兄弟姉妹入所条件書	内定パターンを選択の上ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
生活保護を受給されている方	生活保護受給証	—	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書 ひとり親家庭医療証 戸籍謄本（省略なしの内容） 離婚受理証（親権記載の内容）	いずれか一通の写し	<input type="checkbox"/>
離婚調停（係争）中の方	事件係属証明書又は呼出状	裁判所受付印があるもの、または裁判所発行のもの	<input type="checkbox"/>
生計中心者が失業している場合	雇用保険受給資格者証等	生計中心者の場合のみ利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>
申込児童の直系親族（保護者以外・65歳未満）と同居されている場合	7ページ記載の保育が必要な理由が証明できる書類（直系親族分）	提出がない場合、利用調整（選考）上減点になります。	<input type="checkbox"/>
申込児童が障がい者手帳を有しているか特別児童扶養手当を受給している場合	身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳 療育手帳 特別児童扶養手当受給がわかるもの	利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>
申込児童が常時保育、または一時預かり等を利用している場合（一日4時間以上）	常時保育・一時預かり等利用証明書	利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>
育児休業に伴い、退園または1号認定に変更した後、再申し込みする場合〈詳細は13～14ページ〉	育児休業に伴う退園・1号認定変更証明書	利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>
保育士等の資格を有し、市内の認可保育施設等で勤務している（予定含む）場合〈詳細は12ページ〉 ※2	保育士等加点にかかる同意書 各資格を証する書類	月120時間以上（週30時間以上） 勤務・勤務予定の場合のみ利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>
高槻市へ転入予定の方	賃貸借契約書・建物売買契約書など 同居申立書 申込児童の母子手帳・健康保険証など	高槻市への転入を証明する書類 申込児童の氏名・生年月日が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
令和4年1月2日以降に本市へ転入された方 ※3	令和4年度市・府民税課税証明書 または住民税決定通知書	父母の合計所得が266万円以下の場合、利用調整（選考）上加点 利用調整（選考）にて同点時、父母の合計所得を参照する場合があります。	父母

※2 令和5年4月入所選考から市外の認可保育施設等で勤務している（予定含む）場合も加点対象となります。

※3 令和4年1月1日時点で本市に住民票があった方は、市民税課税台帳を閲覧します。未申告の場合は市民税課にて申告が必要です。